第６回　第４次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会

開催日時　平成２８年１２月１９日（月）午前９時半から１２時

開催場所　大阪赤十字会館４階　４０１会議室

出席委員

泉元　喜則　　忠岡町　健康福祉部　いきがい支援課長

岩田　悛二　　社会福祉法人　弥栄福祉会　理事長

上田　一裕　　一般財団法人　大阪府視覚障害者福祉協会　副会長

◎大谷　悟　　　大阪体育大学　健康福祉学部健康福祉学科　教授

小尾　隆一　　社会福祉法人　大阪手をつなぐ育成会　理事兼事務局長

真田　政稔　　社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会　事務局次長

髙橋　喜義　　特定非営利活動法人　大阪難病連　理事長

辰巳　佳世　　四條畷市　障がい福祉課長

中井　悌治　　一般財団法人　大阪府身体障害者福祉協会　副会長

中内　福成　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会　代表幹事

長宗　政男　　公益社団法人　大阪聴力障害者協会　事務局長

福田　啓子　　大阪自閉症協会　副会長

古田　朋也　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議　議長

◎会長

○事務局

それでは、まだお見えになっていない委員もございますが、定刻になりましたので、ただ今より「第６回　第４次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会」を開催いたします。

　委員の皆さま方におかれましては、ご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課の北村と申します。よろしくお願いします。

　それでは、開会にあたり、西口障がい福祉室長よりご挨拶を申し上げます。

○事務局

おはようございます。「第６回　第４次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会」の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

　委員の皆さまには、年末の何かとお忙しいなか、本部会にご出席いただきありがとうございます。

　また、日ごろより、大阪府の障がい福祉施策の推進にご理解・ご協力いただいていますこと、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

　さて、これまで生活場面ごとに議論を重ねてまいりましたこの部会につきましても、今回が最後の生活場面でございます。本日ご議論いただく生活場面Ⅵは、「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」でございます。障がい者や障がいへの正しい理解を深める、障がい者が尊厳を保持する、安全・安心を確保する、十分な情報・コミュニケーションを確保する、こうした非常に幅広い分野を網羅している内容になってございます。

　これらの分野におきましては、例えば、障害者差別解消法や条例の施行、あるいは、あいさつで何度か触れましたが、相模原市の障がい者支援施設での事件、それから、東京都・大阪府での駅ホームからの転落事故、さらには熊本地震をはじめとする相次ぐ自然災害等々、これらはいずれも今年になってからの出来事ですが、全てが障がいのある方々の日々の生活や命に関わる問題でございます。

　「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」、このためには、こうした課題にどのように向き合えばよいのか、一人一人が自分のこととして真剣に、真摯に考えなければならないことであると、改めて私自身、肝に銘じているところでございます。

　本日の検討テーマに関わり、二点ご報告させていただきたいことがございます。一点目は、先週末の平成２８年１２月１６日、厚生労働省の公表に合わせまして、平成２７年度の府内市町村における障がい者虐待の対応状況につきまして、報道提供させていただいております。

　簡単にその概要を申し上げますと、養護者虐待につきましては、通報・相談・届出受理件数が８６５件、うち虐待件数が２５７件でございました。昨年より少し減っておりますものの、今なお多い状況であるということでございます。

　それから、障がい者福祉施設従事者等による虐待につきましては、通報・相談・届出受理件数が２２１件、うち虐待件数が４５件でございました。こちらは、昨年より増加しているという状況でございます。

　二点目の報告ですが、平成２９年２月の府議会に上程を予定しております「手話言語条例（案）」につきまして、現在、パブリックコメントを実施しているところでございます。平成２９年１月４日まで実施しております。皆さまからのご意見・ご提言等をいただければ幸いでございます。

　本日の検討が終わりますと、次回以降、生活ニーズ実態調査の結果概要をお示しいたしますとともに、意見具申（案）の取りまとめに入っていただくことになります。第４次大阪府障がい者計画が真に実効性のあるものとなりますよう、これまで同様、事務局一同、本部会の運営に全力投球してまいる所存でございます。

　委員の皆さまには、大変ご負担をお掛けしているところでございますが、本日も積極的なご議論、忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げまして、あいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、本日ご出席の委員の皆さまですが、配席図に記載のとおりとなっています。

　続きまして、事務局ですが、障がい福祉室をはじめ、関係課が出席していますのでよろしくお願いいたします。

　次にお配りしています資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧いただけますでしょうか。

　「本日の次第」

　「配席図」

　「委員名簿」

　資料１「第４次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組と目標について」

　資料２「生活場面Ⅵにおいて考慮すべき状況変化」

　資料３「生活場面Ⅵの主な論点について」

　参考資料１「各生活場面に関連する大阪府での審議状況について」

　参考資料２「第５回第４次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会の議論の整理」

　参考資料３「手話言語の普及を担う人材のあり方について」

　それと、委員の皆さま方につきましては、カラーのチラシを１枚付けています。資料の不足等がありましたら事務局までお知らせをお願いします。よろしいでしょうか。

　次に、大阪府におきましては、会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき、本会議も原則として公開しています。

　また、配布資料とともに、委員の皆さまの発言内容をそのまま議事録として、大阪府のホームページで公開する予定にしています。ただし、委員名は記載しません。あらかじめご了解いただきますようお願いいたします。

　次に、この会議につきましては、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員、点字資料を使用されている視覚障がい者の委員等がいらっしゃいます。障がい者への情報保障と、会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳もできるようゆっくりと、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。

　また、点字資料につきましては、墨字資料とページが異なりますので、本日の資料を引用したり、言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げるなどご配慮をお願いいたします。

　それでは、以降の議事進行につきまして、大谷部会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○大谷部会長

それでは改めまして、皆さん、おはようございます。師走のお忙しいなか、朝早くから詰めかけていただきありがとうございます。第６回目というところで、既に折り返し点も過ぎたところでございます。最終の見直しの場面ということになるわけでございます。

　先ほど室長からご報告もあったように、いろんな場面から、この生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」という題材がございます。

　まず一点目が、障がいの理解や差別、あるいは、虐待という問題がございます。

　先ほど西口室長からごあいさつもあったように、残念ながら、大阪府はなかなか芳しいというわけにはいかないということで、見ていただければおわかりいただけるかと思いますが、ワースト１といいますか、なかなかこの辺の改善というところが一つのポイントになってくるかと思っております。

　二つ目が、安全・安心ということで、こうした分野についても含むということになります。

　三つ目が、意思疎通支援ということで、先ほどお話がありました手話言語条例のところと連動してくるのかと、必ずしもそればかりではないのですが、ご報告のなかでいうと、そういうところも入ってくるということでございます。

　つきましては、今日は９時半からということで、少し長めに２時間半ぐらいのお時間を取らせていただいております。それで、進め方についてご説明させていただきたいと思っています。

　まず、資料に基づき全体的なところを説明していただきながら、進めさせていただきたいと思っているところでございます。

　その後、分野ごとに、先ほど「三つの分野」と申し上げましたが、障がい者理解や差別の分野で一つ皆さんと議論をしたいと思っております。

　二つ目が、安全・安心という分野で議論をさせていただきたい。

　そして、三つ目が、意思疎通支援というところで議論をさせていただきたいと。この三つのところで、皆さんと議論をさせていただく。今回はそのようなやり方で進めさせていただきたいと考えているところでございます。

　短いといいましても２時間半ございますので、皆さんのご意見を十分反映できるような形で審議を進めてまいりたいとは思います。どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

　ここまでのところで、何かご質問、このような進め方でさせていただきますが、よろしゅうございますでしょうか。はい。ありがとうございます。

　それでは、少し長くなりますが、まずは一括して事務局から、資料をもとにご説明していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局

障がい福祉企画課です。よろしくお願いいたします。それでは、座ってご説明させていただきたいと思います。

　まず、資料１をご覧ください。「第４次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組と目標について」ということで取りまとめています。

　生活場面Ⅵにおきましては、先ほどからおっしゃっていただいていますように、大きく四つの分野に分けて事業に取り組んでいるところです。

　一つ目が、「障がい者や障がいへの正しい理解の促進」ということで、この資料のなかでは、広報、啓発、研修等について取組を記載させていただいています。

　二つ目が、「障がい者の尊厳の保持」ということで、差別解消や虐待防止に関する取組についてということです。

　三つ目が、「安心・安全の確保」ということで、防犯、防災に関する取組についてまとめています。

　四つ目が、「十分な情報・コミュニケーションの確保」ということで、主に意思疎通支援に関する事業の取組目標、直近の実施状況、目標達成に向けた課題ということで取りまとめさせていただいています。

　続きまして、資料２をご覧ください。こちらでは、生活場面Ⅵに関係してくる「考慮すべき状況の変化」ということで取りまとめさせていただきました。

　まず、一つ目、平成２４年１０月から、障害者虐待防止法が施行されています。

　次に、点字資料の２ページ目をご覧ください。

　平成２５年４月から、障害者総合支援法が施行されました。このなかでも、とりわけ生活場面Ⅵに関わってくる状況変化ということですが、地域生活支援事業のなかに「意思疎通支援を行う者を養成する事業等」というものが追加されました。また、この際に、市町村と都道府県の役割分担がはっきり示されたということで、市町村においては、「一般的な意思疎通支援を行う者を派遣・養成」する事業、都道府県に関しては、「特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成または派遣する事業等」という形で、役割分担が明確にされたというところです。

　点字資料の３ページ目をご覧ください。

　平成２６年４月から、災害対策基本法が改正されました。このなかで、避難行動要支援者名簿の作成が市町村長に義務づけられたということです。

　また、指定緊急避難場所と福祉避難所を含む指定避難所が明確に区別されたということになっています。

　裏面をご覧ください。点字資料は４ページです。

　平成２８年４月から、障害者差別解消法が施行されました。それと同時に、大阪府においても、障がい者差別解消条例が施行されたということになっています。

　平成２８年５月には、成年後見制度利用促進法が施行されたということです。

　点字資料５ページ目の中程以降になります。

　また、大阪府においては、手話言語条例の検討が、大阪府障がい者施策推進協議会に設置された部会において検討が行われ、１０月に提言が取りまとめられたというところです。

　その下には、先程来触れていただいています、生活場面Ⅵに関わりの深い事故、事件、災害についても一つ取りまとめさせていただきました。

　点字資料６ページからです。

　平成２８年４月には、熊本県を中心とした一連の地震が発生し、数千人の方々が避難所生活を余儀なくされるという災害がありました。

　また、この７月には、相模原市の障がい者支援施設において痛ましい事件が発生したわけですが、国において、「相模原市の障がい者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」が設置され、つい先日、１２月８日にその報告書が公表されたというところです。

　点字資料７ページをご覧ください。

　また、８月には東京都の青山の地下鉄で、そして、１０月には大阪府の河内国分駅で、視覚障がい者の方がホームから転落し死亡されるという事故が発生しているという状況です。

　それでは、まず、参考資料１をご覧ください。こちらにつきましては、「各生活場面に関連する大阪府での審議状況について」ということで取りまとめています。

　生活場面Ⅵに関連する審議がなされているものということでご覧いただきたいのですが、点字資料では５ページ目の途中からとなります。墨字資料では１ページ目の右下をご覧ください。

　障がい者自立支援協議会の下に、障がい者虐待防止推進部会が設置されており、大阪府の状況や虐待対応の取組とともに、虐待防止の施策を検討しているというところです。

　また、左側の下のほうをご覧いただきたいのですが、点字資料では６ページ目の途中以降となります。

　大阪府障がい者施策推進協議会の下に、手話言語条例検討部会が設置され、先日、意見具申（案）が取りまとめられたというところです。

　また、その下に、大阪府障がい者差別解消協議会という附属機関が設置されています。６月から稼働しているということですが、このなかでは、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する事項についての議論を行ってきているところです。

　各部会等においての審議状況や、今年度の議論の状況については、最後のページに取りまとめています。点字資料では２９ページから取りまとめていますので、またご参照いただければと存じます。

　それでは、資料３をご覧ください。「生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」の主な論点について」ということで取りまとめています。

　事務局から、これらの現在の状況、他の審議機関における審議状況、考慮すべき状況変化等を踏まえ、資料３に「検討すべき論点」ということで取りまとめさせていただきました。

　点字資料では２ページ目の中程からになっていますが、検討すべき論点として五つお示ししています。

　一つ目が「障がい理解のより一層の推進」、二つ目が「障がいを理由とする差別の解消に向けた取組の推進」、三つ目が「障がい者虐待の防止に向けた取組の推進」、四つ目が「障がい者の安全と安心を確保する防災の推進」、五つ目が「意思疎通支援事業」ということで取りまとめています。

　それでは、次のページをご覧ください。点字資料では５ページから８ページに「論点①」について記載しています。

　まず一つ目の論点、「障がい理解のより一層の推進について」です。

　「現状」ですが、大阪府においては、障がい者週間を中心とした幅広い啓発活動や、発達障がい、高次脳機能障がい等の個別の障がいに対する理解促進、府職員等への研修実施ということにこれまで取り組んできました。

　平成２８年４月には、行政機関や民間事業者における不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供などについて定めた障害者差別解消法が施行されていますが、「共生社会」を実現していくためには、こうした行政や事業者のみならず、府民全体が考え、行動する気運というものを高めていくことが求められている状況です。

　また、この７月に相模原市の障がい者支援施設において、極めて痛ましく、許しがたい事件が発生しています。この事件により、障がいや障がい者に関する誤った認識が広がることが決してあってはならないということで、大阪府としても、ホームページにおいて、「共生社会」の実現に向けて取り組むメッセージを発信したところです。

　また、８月には東京都の地下鉄で、１０月には大阪府の橿原市で、視覚障がい者の方が駅ホームから転落し亡くなられるという事故が発生しています。こうした事故を防ぐためには、ホーム柵の設置という取組も重要ですが、それとは別に、周りの方が声掛けをしていくなど、積極的に関わっていくということも重要なのではないかと認識しているところです。

　こうした現状を踏まえた「課題の整理」ということで、四点整理させていただいています。点字資料では、７ページの途中からということでご覧ください。

　一つ目ですが、やはり広い障がい理解という啓発だけではなく、今後は、府民がより深く障がいについて考え、自ら配慮を実践していただくための啓発というものについて、検討していく必要があるのではないかということ。

　二つ目、周囲の声掛けや支援を促すための取組の一環として、例えば、東京都が推進している「ヘルプマーク」という、周囲の方に配慮が必要であるということを知らせるマークの普及を図っていく必要があるのではないかということ。

　三つ目、小学校・中学校という成長段階に応じた障がい理解を促進するための取組を検討する必要があるのではないかということ。

　四つ目、障害者差別解消法を踏まえ、環境整備、合理的配慮の実践が求められている、民間事業者などによる研修などの主体的な取組を支援するための仕組みが必要なのではないかということ。このような四点をまとめさせていただきました。

　続きまして「論点②」です。点字資料では、９ページから１８ページにまとめています。

　「障がいを理由とする差別の解消に向けた取組の推進」ということです。

　「現状」ですが、現在、大阪府では、第４期障がい者計画において、その基本原則のなかに、障がい者差別の禁止、合理的配慮の追求という考え方を位置づけて取組を進めてきたところです。

　また、平成２５年４月には、障がい者に対する配慮や工夫というものの具体的な事例を幅広く募集し、取りまとめて公表したところです。

　その後、障害者差別解消法に言われている差別や、合理的配慮というもの、どのようなものが差別に当たるのか、どうした働き掛けが望ましいのかということについて基本的な考え方や、具体的な事例等をわかりやすく取りまとめた「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」というものを平成２７年３月に策定・公表したところです。

　また、今年の４月には、障がい者差別解消法の施行にあわせ、大阪府障がい者差別解消条例を施行し、先ほど申し上げましたガイドライン等による啓発活動とともに、条例の枠組みによる相談、紛争の防止・解決の体制というものを敷いて、差別解消に取り組んでいるというところです。

　また、条例に基づき、「広域支援相談員」という相談員を、４月から大阪府の障がい福祉室に配置するとともに、６月には、「大阪府障がい者差別解消協議会」を設置しました。

　また、相談員が対応した相談等については、大阪府障がい者差別解消協議会の下に設置している合議体において、事例収集、分析、検証等を行っているところです。

　この後、表１～５においては、相談内容等についての数字を表でお示ししています。

　表３をご覧ください。点字資料では１３ページになります。こちらが「大阪府広域支援相談員の相談受付状況」ということです。平成２８年９月末時点の数字です。

　全体として５２件の相談を受け付けたところです。そのうち、不当な差別的取り扱いに当たるのではないかと整理されたものが１４件ということで、約２７％を占めているというところです。

　続きまして、表４です。点字資料では１５ページです。こちらは、どのような対象分野の相談であったのかということです。

　商品・サービスについてが１３件、公共交通機関について６件、その他行政機関の対応ということで９件というものが、多く相談として寄せられているというところです。

　次、表５です。点字資料では１６ページになります。こちらは、どのような障がい種別の方からのご相談があったのかということです。

　肢体不自由の方が２２件ということで、圧倒的に多く相談が寄せられているというところです。

　それでは、こうした現状を踏まえ、「課題の整理」ということで三点まとめさせていただきました。点字資料では１７ページです。

　一つ目が、市町村の相談窓口における対応力の向上、障がい差別解消支援地域協議会等の設置運営という府域における体制を充実強化する必要があるのではないかということ。

　二つ目として、広域支援相談員が対応した相談について、相談対応事例の蓄積・整理というものを行っていき、相談対応の充実に活かしていく必要があるのではないかということ。

　三つ目、こうした事例の収集・分析・評価をもとにして、大阪府における体制整備をはじめ、障がい差別解消の取組を検証していく必要があるのではないかということ。また、国における法改正の動向も注視しつつ、必要に応じ条例についても所用の見直しを検討することも必要になってくるのではないかということで取りまとめをさせていただきました。

　それでは、「論点③」です。点字資料では１８～２３ページになっています。「障がい者虐待の防止に向けた取組の推進」についてです。

　「現状」ですが、平成２４年１０月に、障害者虐待防止法が施行され、これに基づき、大阪府においても障がい者権利擁護センターを設置し、虐待の防止、障がい者の権利擁護に取り組んできているところです。

　表６にもお示ししていますが、「大阪府内の虐待対応状況」ということで、平成２４年から平成２６年度までの数字をお示ししています。例年、虐待の各件数がほぼ全国最多に近い状況になっているところです。平成２７年の状況については、先ほど室長から申し述べさせていただいたとおりということです。

　こうした要因ということですが、府民からの通報、相談という情報について、市町村等が適切に対応をつないでいるということから、虐待件数として認知されているということになっているのではないかと考えられていますが、引き続き、虐待の早期発見、未然防止に取り組んでいく必要があると認識しているところです。

　こうした現状を踏まえ「課題の整理」として二点まとめさせていただいています。点字資料の２２ページをご覧ください。

　一つ目ですが、大阪府内の虐待対応状況等を踏まえ、今後も幅広い関係機関や団体との連携体制の充実強化を図っていく必要があるということ。

　二つ目として、市町村職員や、障がい者の福祉施設従事者に対する研修等を通じ、それらの対応力の強化を図っていくなど、人材の育成強化、資質向上のさらなる取組が必要になってくるのではないかということ。

　また、弁護士や社会福祉士等の専門職との連携を通じた市町村職員の実践力の向上というものについて、引き続き支援していくということについてまとめさせていただきました。

　「論点④」です。点字資料では２３～２８ページをご覧ください。「障がい者の安心と安全を確保する防災の推進」です。

　「現状」です。大阪府では、地域防災計画を定め、災害活動の総合的かつ計画的な推進を図っているところです。

　とりわけ大規模災害発生時の障がい者の安全と安心を確保するために、「避難行動要支援者支援プラン作成指針」というものを大阪府として策定し、この策定を通じ、市町村への取組の支援を行っているところです。

　また、避難所におけるＱＯＬを確保していくため、市町村において、「避難所運営マニュアル」が早期に作成されるよう働き掛けを行っているとともに、避難所等での対応が困難である要配慮者の避難生活を支援するために、福祉避難所の指定促進にも取り組んでいるところです。

　このほか、社会福祉施設における応援協定締結の働き掛けや、災害時における福祉専門職等の確保体制の充実強化にも努めているところです。

　東日本大震災、熊本地震、台風など、自然災害が相次いで発生しています。こうしたなかで、障がい者への支援については、行政だけではなく、社会福祉施設管理者の自身の取組も必要であるという課題を認識しているところです。

　では、これらの現状を踏まえた「課題の整理」として五点挙げさせていただいています。点字資料の２６ページの最後のほうからご覧ください。

　一つ目、要支援者名簿については、平成２７年度中に、全ての市町村において策定が完了しています。今後は、この名簿の更新と活用を図っていく。

　それから、避難訓練実施等により、引き続き地域防災力を強化し、実効性を高めていくことが必要であるのではないかということ。

　二つ目ですが、平成２７年度末現在で、避難所の運営について、４２市町村が避難所運営マニュアルを策定済みです。今後は、このマニュアルに基づき、避難所の開設訓練の実施と検証を実践していただくとともに、避難所開設に際しては、障がい特性への対応方法、配慮事項を踏まえたものとなるよう、引き続き広く障がい理解の啓発を行っていくことが必要ということです。

　三つ目、福祉避難所の指定については、昨年度末現在、３４市町村が３６９施設指定済みということです。今後、避難所と同様、このような障がい特性への対応方法などを踏まえたものとなっていくような内容とするべく啓発を行うことが必要であるということです。

　四つ目、視覚障がいの方や聴覚障がいの方にとって、災害発生時における緊急放送等に関する情報取得というものは大変重要なことであるという認識です。今後、緊急時のチャイム音の統一等に関し、各放送局との調整を継続して行っていくことが必要でないかということでまとめさせていただきました。

　最後の五つ目ですが、社会福祉施設における避難体制の確保、マニュアルの作成等の適切な避難行動に向けた取組が進んでいくように、施設管理者の理解というものも深めていただく、働き掛けが必要ではないかということです。

　それでは、最後、「論点⑤」です。点字資料では２８～３２ページです。「意思疎通支援事業」についてです。

　意思疎通支援事業に関しては、大阪府においては、第４次障がい者計画策定時において、任意の事業として意思疎通支援を行う方の養成を行ってきましたが、障害者総合支援法が施行されたことにより、市町村においては、「一般的な意思疎通支援を行う者の派遣・養成をする事業」、都道府県においては、「特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成または派遣する事業等」ということで、役割分担が整理されたということです。

　また、大阪府においては、手話言語条例についての提言も、検討部会において取りまとめられたという現状です。

　これらに基づく「課題の整理」ということですが、養成・派遣の法的・政策的な位置付けに関しては、障害者総合支援法の施行後、特に専門性の高い通訳者の養成の実施が大阪府の義務とされていますが、現在の計画においては、法施行前の内容となっており、現状に即した計画目標となっていないということで、この点に関して慎重な議論、修正が必要になってくるということ。

　それから、手話や要約筆記に関しては、法律の趣旨・目的に即した要綱の改正が必要になってきているということ。

　それから、養成のあり方についてということに関しては、手話通訳者の養成については、本来、長期かつ計画的な育成が必要であると認識しています。従いまして、手話をはじめとする要約筆記、盲ろう者の通訳介助者などの意思疎通支援の担い手の養成方法、実践的なスキル修得の場や、試験合格に結びつきやすい内容という、養成方法の見直しが必要になってきているのではないかということです。別紙参照ということで付けていますが、このペーパーについては、意思疎通支援の議論をいただく際にご紹介させていただきたいと思います。

　そして、最後、「その他」ですが、意思疎通支援について、手話・要約筆記等以外にも、特に専門性の高い意思疎通支援のあり方について、国における法改正の検討の状況等を注視していく必要があるのではないかということで取りまとめをさせていただきました。以上です。

○大谷部会長

ありがとうございました。少し長い説明でございます。お疲れのところもあろうかとは思いますが、先にお約束したように、まず、資料３を見ていただいて、検討すべき論点というのが五つ示されております。これを三つの分野で議論させていただきたいということです。

　まず、「①障がい理解のより一層の推進」、②「障がいを理由とする差別の解消に向けた取組の推進」、「③障がい者虐待防止に向けた取組の推進」、この対応すべき論点の①、②、③を、今から議論の俎上に載せさせていただきたいと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

　まず、ざっと事務局から説明がありましたが、ここはどうなっているとか、もう少し聞きたい情報等があれば、先に事務局にご発題いただいて、それから議論に入っていきたいと思いますが、いかがでございましょう。事務局の説明は大体ご理解いただけましたでしょうか。はい。

　それでは、一応ご理解いただけたというところを前提で、議論に入ってまいりたいと思います。検討すべき論点の①・②・③、どの順番でも結構ですので、どうぞ忌憚のないご意見をお願いできればと思います。いかがでございましょう。

○委員

おはようございます。そうしたら、まず相模原事件について、ぜひとも目指すべき１０年後の姿とか、広報・啓発のところで触れていただきたいと思います。

　平成２８年１２月８日に最終報告書が出ましたが、何か措置入院の後の退院後の連携が主な内容になっておりますが、かなり幅が狭いと見ております。犯人のほうでは、「障がい者なんかいなくなればいい」というような、とんでもない発言が繰り返されておりましたが、やはりそこに現れている差別意識や優性思想的な考え方というのは指摘されているところでして、それを払拭していくために、ぜひとも「地域で共に生きる実践の推進」というような観点や、それをもとにした広報啓発の取組が必要であるというのを加えていただきたいと思っております。　二つ目ですが、差別解消に関してです。不当な差別が１４件、合理的配慮の不提供が１件となっていますが、これの大体の中身と、どのような対応をして、その後どうなったのかというのを、ぜひとも示していただきたいと思います。

　それと、よく聞きますのは、「嫌な思いをした」とか、「不適切な対応があった」というような事例も多くございまして、よく聞くのは、スーパーとかコンビニとか、毎日、日常的に使うところで、「障がい者はお客さん扱いされなかった」みたいなことなども聞くところです。

　それから、宅建事業者、住宅入居の差別です。これも、この前、大阪府とのやり取りで聞いたところ、全国の調査でも、家主が障がい者に住宅を貸したくない拒否感があるという調査がありまして、なんと７割の家主が、「障がい者に貸すのに拒否感がある」と答えております。そのような宅建事業者に対して、今、保証会社なども絡んで、障がいの有無や状況を聞いて断るというような結果が表れています。住宅入居に際して、障がいの有無や状況を聞くこと自体が差別であるという認識を広めていくように働き掛けていただきたい。

　あと、交通事業者についても、ホームからの転落事故が相次いでいますが、無人駅というのがどんどん広がっていこうとしております。そういうところで、「声掛けを徹底しよう」と言っても、駅に人すらいないという問題などもありますので、無人駅に対する何らかの対応策の検討とあわせて、ホーム柵の設置推進、新聞報道でもかなりありますが、今、いろいろな形のホーム策も検討されているようですので、そのあたりも触れていただきたいと。そのように、それぞれの業種別に、大体どのような場面で、どのような差別があるのかということに対して集約・分析して、必要な働き掛けを進めていくということが大事ですので、そのような形で盛り込んでいただきたいと。

　それから、自治体や学校などという問題でも、この間、学校については、入園や保育所とかもそうですが、入園・入学の差別というのはまだまだ残っていることや、受け入れても、今、まだ大阪市でもやり取りしているところなのですが、胃ろうの児童が、ミキサー食を学校が用意してくれないがために、毎日親が呼びつけられて、給食の時間に対応しないといけないという、合理的配慮の完全な不提供なのですが、そういう問題ですとか、遠足等でも親の同伴を求められるとか。やはり親御さんが学校の同伴を求められること自体がおかしいのだということなども、考えていく必要があるのではないかということ。

　自治体の問題でも、この間、制度はそれぞれ伸びつつありますが、制度の地域間格差がまだまだあったり、制度上の障壁がまだまだ残っているということの改善が必要であるということ。

　それから、自治体のいろいろな窓口業務や、駐車料等いろいろな業務で委託事業というのが進んできています。ですが、委託事業については、委託契約書に表さないと、なかなか縛れないということなども言われていますが、市民にとっては、役所の職員で、誰が委託事業の職員なのかなかなかわからない。病院などでもそうですが、大病院も委託事業があったりしますが、そのような委託事業に対してもきちんと網を掛けていくことなども意識していく必要があるということです。

　それから、この間、やはり差別事案の内容を集約して、それをどのような場面で、どのような差別が起こっているのか。それに対して何が原因であり、どのような合理的配慮が必要なのかというのをきちんと分析していきオープンにしていく。なかなか個人情報保護の関係もあり、非公開でしか内容を議論できないとか言われていますが、やはり大体どのような場面で、どのような事案が起こっているのかきちんと示して、それを集積していくことが必要だろうと思います。

　この間の合議体の議論も見ているのですが、障がい者の言い分と事業所の言い分をそれぞれ並べて、「どちらも言い分はありますね」みたいな感じで終わっているような回が多く見られるように思います。合議体は、もちろん事業所の言い分を聞くことはあっても、やはり障がい者の立場に立って、どのような解決策が必要なのだというところまで議論しないと意味がないと思います。適切な合理的配慮の内容をきちんと検討していくというのを徹底して、合議体の趣旨を明らかに決めていただきたいと。そこで話された内容をもって、今後の啓発、各事業種別の啓発に活かしていくことや、ガイドラインの改訂版として盛り込んでいただきたいとも思っています。

　それと、最後に、そのような事業所の合理的配慮の義務づけ、府条例の見直しというのも進めていただきたいと。

　あと、虐待防止についても、これも件数は示されているのですが、全国最多であるということで、最多であるというのは、発見される率が高いとも言えるので、あながちそれほどひどい地域だとも言えないかもしれませんが、どのような場面でどのような虐待があるのかというのをきちんと示していただきたいと思います。

　私どもも、相談支援の現場に入っていますと、多いのは、やはり親が高齢になり抱えこんでどうしようもなくなって縛り付けてしまうとか、監禁してしまうみたいな事例があったりとか。福祉現場でも、いろいろな障がい、３障がい統合だと言われていますが、やはりそれぞれの支援の方向性、個別の支援というのはかなり違いがありますが、その辺のそれぞれの障がい特性に対応した支援のあり方が明らかにされていないので、だんだん支援が行き詰まって、ルールを強制したりとか、だんだんお仕置きみたいな形になっていき虐待になっていくような福祉現場の対応なども見られますので。

そのような虐待に至るまでの間に防ぐための方策、家庭における虐待防止、福祉現場における虐待防止として、支援のあり方というものをきちんとそれぞれの障がい特性に合わせて議論していく。それを定めていくという支援環境づくりのあり方を検討して、支援力、スキルアップを図っていくような、そのような仕組みなども求められることを付記していただきたいと思っています。少し長くなりました。以上です。

○大谷部会長

ありがとうございます。まず、一点は、相模原市の件に関してもそうですが、「共に生きる社会」、優生思想というところを払しょくするような提言などをいただければと。

　それから、２点目は、障害者差別解消法でさまざまな事例をご発題いただきました。宅建、交通事業者、教育の問題、委託事業の問題、こうしたところが指摘されたところでございます。もう少し詳しくということでご指摘が、分析をしてほしいというご要望がございました。

　虐待についても、支援のあり方が結果的にまずいので、虐待になってくるのではないか。その辺をきちんとガイドラインで示していただければいかがかというご提言をいただきました。委員からの質問ですが、１４件という、この中身についてもう少し詳しく情報提供してほしいということですが、これについて。

○事務局

障がい福祉企画課です。

　まず、差別の事案、いくつか差別事案として取り扱った事案についてご紹介させていただきたいと思います。

　まずは、とある免許の更新、講習に、要約筆記を申し出た方がいらっしゃいまして、それを断られたという事案がありました。この方は聴覚に障がいのある方で、要約筆記を求められたと。

　最初は、主催者側の担当者が全くそうした理解がなく、「無理です」というお答え方をしたのですが、それが大阪府のほうに入り、また、大聴協とも連携させていただきながら主催者側と話し合った結果、主催者側の担当者が上の方に代わって、多分最初の担当者の方は、差別解消のことをあまりご存じなかったのだろうと。それで、上司の方が出てこられた後に、すぐさま、これはしっかりやらなければいけないということで、要約筆記の配慮等を行うことで、一応何とか、その講習までに間に合ったという事案が１件あります。

　また、そのほかに、うちの相談には、先ほどデータをお示しさせていただいていますが、肢体不自由の方の相談事案が結構あります。それは電動車いすとか、車いすに対しての理解がやはり社会的に不十分だということで、電動車いすや車いすに対する認識が、障がい者の方と事業者側で意識の差がありすぎて、例えば、単に電動車いすの方が行った際に、簡単に「乗り換えてくれ」と。「そういうものではないですよ」という理解を進めながら話をしていっているということがあります。

　また、差別解消法の差別の類型に当たりませんが、例えば、言動、差別的な発言、例えば、電動車いすの方が公共交通機関を使う際に、運転手の方が、トランクに入れるのが少し煩わしかったかどうかわかりませんが、「これはみんな嫌がってるんや」という発言をして傷つけるという事案がありました。これは、とある市に話があり、大阪府に相談があったのですが、そこに対して、市を通じていろいろな事業者にも働き掛け、その会社からご本人に謝罪と、また社員研修をやり直すということで、それまでは手動の車いすだけの研修だけだったのを、やはり電動車いすの取り扱いもきちんと知らないといけないということで、研修を行いたいということで聞いています。

長くなりますので、事案はこれぐらいにさせていただきたいのですが、先ほど委員からご指摘いただきました、大変重要なお話をいただきました。そうした事例をきちんと集約し、広く世に公表すべきだと。まさに、今、われわれは、合議体でそのような議論をしながら取りまとめていっていただき、今年度中の取り扱い事例について、「こうした事例があった」ということをお示しさせていただきたいと考えています。

　また、そうしたことが積み重なって、ガイドラインの見直しも検討されてくるだろうということで、先ほどの取組も、そうした積み重ねにより開けていけるのではないかと考えています。

　また、虐待の個別の事案までお話しするのはあれなのですが、印象としては、やはり外とのつながりが希薄なケースがかなり多いかという印象を持っています。やはりそうしたものを、ここは孤立させないという、それは施設でもそうですし在宅でもそうだと思います。そうしたものを市町村とも連携しながら、そうした仕組みを何とか、どのような形でできるか、まだ特効薬になるようなものは今は持ち合わせていませんが、いろいろな議論をしながら、さまざまなご意見を賜りながら、こちらもできることから一歩ずつ進めていきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

○大谷部会長

ありがとうございます。一定の改善も含めてご報告があったところでございます。これからの課題が非常に多いところではございますが、よろしくお願いしたいと考えております。ほかの方はいかがでしょう。

○委員

大きく二点あります。最初は、２ページの「論点①」の「現状」のなかで、先ほど委員もご意見いただきました相模原市の事件や鉄道での転落事故の件です。委員もおっしゃっていただいたように、啓発・広報、広く府民の方々にということは、これは本当に大事なことだと思います。

　ただ、一方で命に関わることでもありますので、広報・啓発だけでいいのかというところも正直、思ったところです。

　例えば、施設での今回の事件については、犯人の特異性だとか、それほど稀有な事案なのかもしれないですが、ただ、やはり施設も一方で生活の場ということであれば、夜間や休日の警備体制や防犯体制というのは、外との交流に差し支えるような、そのようなことを申しているわけではないのですが、夜間や休日のそうした体制は、本当にきちんとなってきているのかどうなのかということ。

　職員体制ということにまでいくのかもしれないですが、少なくとも何らかのそうした警察とのすぐに連携できる仕組みであったりとか、そうしたことは必要になってくるのではないかと。このあたりは、もしかしたら「論点①」というより、「論点④」のほうで。ただ、論点④は、震災の関係になってはいるのですが、ここもやはり安全のための体制ということでは、ここにも絡んでくるのかとは思いました。

　もう一つは、「論点②」のなかですが、先ほど制度でいろいろな改正もこの間にあったなかで、成年後見制度利用促進法もできたと伝えています。

　権利擁護、障がい者差別等々の対応のためには、権利擁護の仕組みとして、成年後見制度の利用促進というのも、これも大事な視点なのかと思います。

　大阪府でも、市民後見人の養成等々は進められてはいるところなのですが、その市民後見人が受任というところまではなかなかいかない。それはなぜかというと、家庭裁判所等で選任するなかで、なかなか市民後見人の方にお任せできるのかどうか、市民後見人をバックアップするような後見監督のあり方とか、そのあたりがまだ不十分なところがその要因になっているのかと思います。

　大阪府として、成年後見制度、あるいは、成年後見制度だけではないのかもしれません。いろいろな権利擁護の仕組みがほかにもあるのかもしれませんが、そのあたりを推進していくような打ち出しが必要なのではないかと、この課題のなかには、そのような視点がないのかと思いました。以上です。

○大谷部会長

ありがとうございます。二点、ご指摘をいただいたところでございます。命について、そうした安全というところはきちんと書いていただいたらいかがかと。

　それから、成年後見制度利用促進とも連動して、そのあたりについてもご提言いただければいかがかというご指摘をいただきました。

○委員

三点ほどお尋ねしたいことがありますので、よろしくお願いいたします。

　ご覧いただければおわかりのように、資料３の「論点①」のなかで、「課題の整理」というところがあって、そのなかで、いわゆる「ヘルプマーク」の導入の件が記載されているわけです。

　これは、外見では障がいがあることがわからずに、電車内などで必要な手助けを受けにくい人たちのために、東京都が作成をしたものだとうかがっております。

　大阪府も来年度から導入し、ヘルプマークを輩出するだけではなくて、広くその意味を知ってもらえるよう啓発をしていきたいと、この間の府議会で福祉部長が答弁されております。これについては、広く府民に周知されなければ何の意味もないので、大阪府としては具体的にどのような手段・方法をもって、一般の社会に周知を図っていこうと思っておられるのか。よく行政の主張において、地方自治体も含めてそうですが、よく文章の末文などには、ここにもありますように、「啓発について検討する必要がある」、あるいは「検討する必要があるのではないか」という表現が、誰かに問いかけるような表現が使われることが多いのですが、大事なことは、この啓発をする中身、手段です。これは必要があるので、「では、必要がありますよ」ということで、障がい者や関係者、一般の健常者など、そうした人が、こういう啓発を自らすることができるかというと、おそらくできないし、する人はいないと。

　そうすると、あくまでもやはり行政において、このヘルプマーク一つにしても、このような方法でもって多くの社会に知ってもらって、必要と思われる時点で、知っている人が、何らかの手助けをしてもらえるという方向付けを指導していかなければ、制度そのものが、ヘルプマークそのものを導入しても活かされないのではないかと思います。この点についてどのようにお考えをいただけるのか、これが１点お聞きしたい。

　それと、その次に、この間私にも相談があったのですが、内部障がい、この方は、心臓の関係で２級の方でしたが、電車のなかで立っているのが大変辛いと。辛くなって、我慢するのが大変だそうですが、健常者の人がたくさん座っておられるので、誰か代わってほしいと思いながらも、外見では障がい者に見えないということもありまして、自分から声を掛けられずに冷や汗をかきながら我慢をしていたと。

　それで、こんなときに障がい者福祉が活かされる方法を検討してほしいとの電話をいただいたわけです。

　このような場合においても、ヘルプマークを付けているだけで、一般の健常者のなかでは、おそらく「あれは何を付けているのかな」という程度しか思って見ないと思いますので、これについては、啓発をどのような方法でするか。

　例えば、電車などに乗りますと、よく吊りビラ、垂れビラと言うのですか、これなどで企業の広告とか、そういうのを載せたりするのがありますね。ですから、具体的にこのような方法でもって、ヘルプマークを一般健常社会に周知をしていくと。これは、ただ一般の民間人が個人でそのような活動はできません。やはり行政でそのような方法に取り組んでいただきたいと思っております。

　次に、都市部ではご承知のように、至るところでエスカレーターが設置されているわけですが、このエスカレーターでよく見られるのは、駆け上がりというのですか、駆け下り、駆け上り、駆け下りるという状況がよく見られるのです。

　これは、去年の新聞であったかと思うのですが、載っていましたが、ＪＲ東日本鉄道事業者では、エスカレーターの駆け上がり・駆け下りによる転倒。非常に障がい者にとっては危険性が感じられると。

　よく西と東、東京都と大阪府では空ける方向が違うみたいですが、片側を空けて乗るということが習慣的になっているように見られます。この片側を空ける習慣が、片側を空けて乗ることのできない障がい者、必ず介護者やヘルパーとか、そのような人が付かなければならない障がい者にとってみると、片方を空けて乗るということは危険性が伴うということが言えるわけです。

　ＪＲ東日本鉄道の関係では、要は、手すりに、「みんなで手すりにつかまろう」というようなキャンペーンを行ったということが書いてあったと思います。介護者が必要な障がい者にとりましては、先ほど申し上げましたエスカレーターの乗り位置を左右に決められるということは、非常に危険を伴い、障がい者の差別につながってくるのではないかということが言えると思います。これは、何も障がい者だけではなくて、高齢者とか幼児を連れてエスカレーターに乗っているお母さんだとかという方にとっても、同じことが言えるのではないかと思います。

　東京都では、そのような運動が早くから取組をされているということなのですが、大阪府においても、エスカレーターの歩行禁止、エスカレーターはそもそも歩くために考察されているものではなくて、ですから、エスカレーターの危険を除去するためには、「歩行禁止」ということを、社会的なマナーとして定着できるような方法を率先して取り組んでいただきたいと思います。これは、障がい者差別解消の一環と考えて申し上げたいと思います。以上、三点について、大阪府としてどのような基本的な見解をお持ちなのかお尋ねしたいと思います。以上です。

○大谷部会長

はい。委員から三点ということでございます。これは要望、ヘルプマークの推進と、エスカレーターの歩行禁止、これは法律上の問題ですので、ここのところについてのスタンスはなかなか難しいところはあると思うのですが、大阪府で答えられますか。

○委員

同じマークの関連で。

○大谷部会長

関連で、はい。では、どうぞ。

○委員

難病のなかでも内部疾患の人については、今まで大阪府の場合というか、「ハート・プラス」マークカードということで表示されて、実際に大阪市営交通の地下鉄や市バスなどでも五つ目のマークとして、それが普及というか、掲示されているということがあります。

　今までわれわれ内部障がいの者にとっては、非常にわかりにくいということで、私自身も人工透析なのですが、内部障がいなのですが、結局わからないので、そのような優先席の支援をもできないというか、なかなかそのような問題もあったわけです。

　今まで、大阪市などがそういう部分でいっているのが、今回、「ハート・プラス」マークではなく「ヘルプマーク」ということでいった場合に、そういう大阪市の交通機関との整理というとおかしいですが、そのような部分はどうなるのかと。どちらかといえば、関西というか、今までの部分で、「ハート・プラス」マークに慣れているので、うちの団体のなかでも論議があったのです。結局、内部障がい以外の人は、「ハート・プラス」マークだけでは不十分だと。実際に助けてほしいときは、やはりヘルプマークのほうがいいという部分と、やはり今までずっと浸透してきている「ハート・プラス」マークのほうがいいという部分の論議もあったわけで、この辺の整理をどのようにされるのかということもあわせてお聞きしたいと。

○大谷部会長

ありがとうございます。委員から、「ハート・プラス」マークとの関連ということでございます。この点、お願いいたします。

○事務局

障がい福祉企画課です。今、ヘルプマークと「ハート・プラス」マークについてのご質問、ご要望等をいただいています。

　ヘルプマークにつきましては、実は、昨年度から府議会でも議論がありまして、そのなかでは、繊維筋痛症という内部障がいの方、難病の一種ですが、外見からはわからない方が支援を求めるようなマークということで、ヘルプマークを推進してほしいというご要望がありました。

　そのようななかで、先日の府議会でも部長から答弁をさせていただきましたが、平成２９年度から、大阪府として、オール大阪として導入すべく、関係機関で調整をしているところです。

　ご指摘のとおり、ヘルプマークにつきましては、単に配布するだけでは意味がないことだと思います。それを周囲の人に理解していただくことと、あと、それを実際に行動に移していただくことが大事かと考えています。

　そういう意味で、オール大阪での啓発を考えているのですが、具体的に申し上げますと、「大阪ふれあいキャンペーン」、これは、大阪府、府内市町村、障がい者団体、地域の福祉団体で組織しています「ふれあいキャンペーン」というものがあります。ここで、障がい理解のための取組をこれまで行ってきたのですが、来年度、このふれあいキャンペーンのテーマということで、このヘルプマークの周知に取り組んでいきたいと考えています。

　それから、並行しまして、実際の配慮の場面ということになりますと、例えば、鉄道会社とか、そういうところへの周知が大事だと考えていまして、民間の鉄道会社の協会や、それぞれの鉄道会社に、そうした周知等の要請をこれから始めていきたいと考えています。

　それから、「ハート・プラス」マークとの関係についてのご質問がありましたが、当然、大阪府として、「ハート・プラス」マークも含めたさまざまな障がいのマークがありますので、一般的な啓発については、当然、それぞれのマークの周知を行っていくと。

　ただ、先ほど委員からもお話しがありましたとおり、やはり対象者が限定しているところもあります。ヘルプマークについては、基本的には困っておられる方であれば対象になるという考え方ですので、より広い啓発効果という意味におきましては、ヘルプマークを導入して進めていきたいと考えているところです。以上です。

○大谷部会長

ありがとうございます。大阪府としても、積極的に推進していくというところでございます。あと、何か。はい。

○委員

少しお話するのが一点抜けておりましたので、よろしいですか。

○大谷部会長

はい。どうぞ。

○委員

もう一点、先ほどエスカレーターの件もお話しましたが、エスカレーターを利用する場合でも、一般の人というのは、とにかく「我先に」と行動を起こす人が結構多いわけです。ですから、エスカレーターを利用する場合、施設のほうから何かそのような説明、要は、「歩かないでください」とか、「歩行禁止です」とか、そういうことを施設からも呼び掛けをしてもらうというような方法。やはりこれらも大阪府が中心となって、設置されているところにそのような要望、電車でも放送がありますね。いわゆる席を替わってもらう放送をたまにやっています。ですから、このヘルプマークの導入がスタートしたら、やはりそのような放送のなかでも入れてもらうようなことも、手段として考えてもらえないかと思っております。エスカレーターにしてもそうです。よろしくお願いします。

○大谷部会長

ありがとうございます。ご提案いただきました。はい、時間の関係で、委員の質問を最後にさせていただいて、次の分野に移りたいと思っておりますが、どうしても言いたければ、最後、お受けしたいと思います。はい。では、３人、できるだけ簡潔にお願いいたします。

○委員

簡潔に申し上げます。よろしくお願いいたします。これは、かぶる点もあるのですが二点お願いしたいと思います。

　１点目は、委員から発言にありました、特に１番目の神奈川県の大きな課題がありまして、これをもう少し重点的に表現をしていただきたいということが一件目です。

　２点目は、ホームにおける安全の問題であります。特に私は、見えるように見えても、視覚障がい者で全く見えない状態であります。また、声掛けの点においては、弱視の人間がいるということの配慮の部分もやはり重要になってくるのかと思います。

　誰かが、ただ見ただけでは、見えているのか見えていないのかわからない。けれども、ロービジョンの方がいらっしゃるという観点も必要ではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○大谷部会長

ありがとうございます。ご指摘いただきましたロービジョン、特に視野狭窄とか、半分しか見えていない方、ただ単に見えないだけではなく、いろいろな制限のあるロービジョン、ここにも配慮が必要ではないかというご指摘をいただきました。そのとおりかと思います。ぜひ提言を活かせていただければと思います。

○委員

参考１という資料なのですが、私からのお願いで、いろいろな関係の協議会や審議会の資料を入れていただいていますが、前にも少し指摘をしましたが、残念ながら、障がいの身内の協議会しか載っていないのです。

　当然、これに、例えば、高齢の審議、児童の審議、地域福祉の審議、労働の審議、教育の審議、まちづくりの審議、防災の審議、多分こうしたものがこの計画の視野に入ってくると思うのです。

　それで、今回も、例えば、児童の審議が視野に入っていない関係で、障がい児の差別解消とか、障がい児の虐待防止の記述が非常に薄いと思います。

　ですから、ここはぜひ障がい児虐待防止ということもしっかりと書いていただきたいのと、あわせて、障がいの分野で最近とても気になりますのが、新型の出生前診断の問題です。２年ぐらい前に、簡単に障がい胎児の診断ができるようになってしまって、その診断を受けられた方が相当中絶をしてしまうという、今、そのような社会になっていまして、こうした問題は、多分素通りにはできないと私は思います。

　ですから、このいくつかの出来事を資料２で書いていただいているのですが、ここに、例えば、児童福祉法の改正の問題、記述を追加していただきたいのと、今、言いました新型の出生前診断の開発というエポックもぜひ入れていただいて、一緒に啓発の問題のところは議論していただきたいと思います。以上です。

○大谷部会長

ありがとうございます。大変重要な指摘をいただきました。新型の出生前診断の取り扱い、児童福祉法の一部改正に伴う今後の取組というところも大事ではないのかというご指摘をいただいたところでございます。こうしたところも検討していただきながら、入れられる部分は入れていくようにしてまいりたいと思います。ご意見を活かせるように、できるだけ考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○委員

障がいの虐待のことに関しましては、家族やきょうだいの支援のところも重視していただくことが大変重要かと思っております。小学校や中学校では、障がいの子がいるということと、きょうだいがいるということで、なかなかそのごきょうだいも苦しんでいるところもありますので、やはりそのようなところも支援していただきたいと思います。

　発達障がいの子どもは、最初、小さいときはよく泣きまして、なかなか泣き止まなくて、そうしたところで、今現在、「ゲイズファインダー」や「かおテレビ」とか、そういうことを使って、こういう傾向があるかというだけの話ですが、そうした障がいがあるかないかに関わらずに、やはりそうした「少ししんどい子よ」ということで、近所の人にも言いやすくなって住みやすくなるという感じでは、親が虐待しているのではないかということで、よく民生委員に言われる場合もありまして、私も、そのときには障がいでないことを祈っておりますが、やはりご近所も敏感になりまして、よく泣かれると虐待しているのではないかという。やはりこの障害者差別解消法ができてから、いろいろと虐待のほうの解消もできてから、いろいろなことで地域も非常に敏感になっておりますので、その点で、やはりそうした家族の支援のところもご重視していただくよう、よろしくお願いいたします。

○大谷部会長

ありがとうございます。特に「インクルーシブ教育」ということが、教育行政では言われているわけであります。ただ、学校だけで成り立つ話ではなく、それは地域がインクルーシブでなければならない。それは、やはりご家族にも及んでくるわけであります。

　ヘルプマークの推進はもちろんですが、もっと言えば、地域の人が、「私はこういう助けることができるよ」という、障がい当事者ではなく、地域の住民が「こういうことを私はできますよ」ということを明示する、環境を変える。ここのところが、やはり一つ、今後の施策の中心にならなければならない。

　やはりそうした地域で起こったことをどのように地域の住民が返していけるか。障がい当事者はもちろんですが、周りが、環境をやはり変えていかなければ、ここのところのサポートをどのように変えていけるか。この道筋がやはり求められてきているのだろうと思っているところでございます。少し時間が、本当はもっと皆さんのご意見をお伺いしなければなりませんが、あと二つ分野が残っております。時間の関係で、最後、また戻りますが申し訳ございません。まずは、いったん議事進行で次の分野に移らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

　それでは、見直しのところ、資料３の検討すべき「論点④　障がい者の安全と安心を確保する防災の推進」というところで、皆さんのご意見をお伺いしたいと思っております。

○委員

この災害、本当にいつ起きてもおかしくないと言われているときに、いろいろなマニュアルとかができてきているのはわかるのですが、具体的に今起きたらどうするという、そのような観点が非常に大事なのです。

　そうすると、特に地域で暮らしている障がい者にとって、自分の避難場所がどこかわからないとか、そういうのが結構あるのです。そういうものをどのように徹底するのかというのはあるのですが、例えば、町会などでも、そういう取組をやる場合でも、障がい者というのは大体除かれてしまって、除かれるというと悪いですが、なかなか参加できないという状況があって、このような問題も含めて、しっかり訓練をするという、そういうことが非常に大事なのだろうと思っています。

　特に、最近、二次避難所、いわゆる福祉避難所がたくさんできてきているのですが、単に名前だけをずっと連ねていて、指定だけはしているのですが、何の取組もしていないというのが実態なのです。そこのところも行政側からすると、指定する以上は、「これだけのことは最低してください」というものを具体的に提供されているのかどうかわかりませんが、やはり提供しながら予算措置も含めてやっていくという、そういうことが大事なのだろうと思っています。

　いわゆる地域で暮らしていくという、「共生」という言葉がよく使われていますが、「共生」というのは、やはりみんなが幸せに暮らすということであれば、単に同じ場におればいいという話ではなくて、それぞれ必要な支援がされてこそ共生社会というのは成り立つので、そのような視点での。

　だから、同じ訓練をしても、その人のために、どのような支援をして訓練に参加させるというような、そんな視点がないと、やはり単に一緒にいるだけでは多分話にならないと思うので、そういうことも含めて、特に二次避難所については、やはり中身を充実させていくということでぜひお願いしたいと思います。

○大谷部会長

ありがとうございます。まず、要望等をお聞きしました。

○委員

この前の熊本地震で、やはり避難所で過ごせない問題とか、福祉避難所の周知の問題とか、この前、ようやく仮設住宅もバリアフリーなものがつくられたという、当初の仮設住宅は全然想定されていなかったという問題、いろいろな問題が出てきております。

　それで、まず、「要支援者支援プラン作成指針」ということで、大阪府では定められていますが、熊本地震を踏まえて課題がいくつも出ていますので、それを受けて改訂を考えていただきたいと思っています。

　一つ目が、要支援者の数の把握なのですが、名簿の問題は以前からも指摘されておりまして、内閣府や大阪府が示したものは、重度の、ごく一部の障がい者だけ名簿で把握していこうという趣旨がありました。身体障がいは１・２級、知的障がいはＡのみ、難病者はごくわずかみたいな、精神障がいも１級とか、そのような把握の仕方しかされておりません。中軽度だからといって支援が必要ないわけではなく、要支援者全てをきちんと把握していくということを、障がい種別ごとでやっていくことが必要だろうと。

　「４３市町村が名簿をつくっています」と言っていますが、この重度限定、軽度者まで把握している、その辺の内訳をまた示していただきたい。

　それから、発災時での周知なのですが、今は携帯電話とかもありますので、メールとか、そのようないろいろな種別に対応して伝えていく方法を検討いただきたい。

　それから、避難所の運営マニュアルがつくられていく過程だろうと思いますが、各障がいに対する提供すべき合理的配慮の内容をきちんと詰めていただきたいと思っています。各障がい、どの辺がどのような不便がありますということは、全体計画とかで表されてきたかと思うのですが、避難所における合理的配慮、どのようなものが必要なのか、障がい種別ごとにやってもらいたいと。介護や支援が必要だとか、コミュニケーション、物品や薬の備蓄等、そのようなものを表していただきたいと。

　それから、要支援者の人数をきちんと把握して、その次には、避難所をきちんと確保していけるかどうか。福祉避難所の数も３６９箇所あると言っていましたが、この前聞いたら、大阪市は２７０箇所と言っていたので、大半が大阪市なのか、これも市町村ごとに福祉避難所の設置数を明らかにしていただきたいと思います。そこでの支援体制、コミュニケーション、介護のあり方、これも合理的配慮としてどのように進めていくかを考えていく。

　それから、防災では、もともと町内会主体の構造しか考えられていなくて、今現在、何か災害が起これば、必ず地域自立支援協議会で、事業所の連絡会、ネットワークがありますので、そこがすぐに起動するだろうと考えております。事業所によっても、ヘルパーによっても、被災される方も出てきますので、そこを補うようなネットワークとか、福祉避難所にもすぐに配備して、お互いが介護したり、支援したりという体制が考えられる、非常に有効であると思われますので、福祉と防災が連携して、地域自立支援協議会をどのように機動し、どのような連携を図るのかというところも策定指針で考えていただきたいと思います。

　最後は、仮設住宅については、当初から、各地域にバリアフリーな住宅を建設していかなければならないということも、あらかじめ取り決めをしておいていただきたいと思っております。以上です。

○大谷部会長

ありがとうございます。はい。一括して後で答えていただきます。先に質問を受けます。

○委員

防災の推進のところで、一つは、名簿作成の基準が、先ほど委員も述べられたように、例えば、難病の場合は、結局、医療機器に頼っているというか、必要な方のみという基準でされていると。具体的に言えば、酸素吸入器を使っているとか、人工透析とか、このような人たちだけが名簿登載の必要性の人で、あとは、手挙げで、手を挙げてくれということなのですが、そういう制限というか、ルールも設けているという問題について、やはりここについても、もう少し指導していくべきではないかと思っているのが一点です。

　それから、もう一点は、二次避難所の話も出ていましたが、難病というか、病気の場合に、避難できないという方がいらっしゃるわけです。具体的に言えば、そのような機器を使っている方とか、ＡＬＳ（筋萎縮性側索硬化症）の方とか、実際に在宅でしか避難できないというか、在宅避難者が存在するわけで、熊本地震の場合も、このような在宅避難者に対しての支援物資が、具体的に言えば、１週間以上届かなかったという事例も出ているわけです。まず、公設のというか、そのような避難所へ支援物資が届いていくということで放置されたという問題もあるわけです。

　そうした意味で、大阪府下のなかでも、在宅避難者の支援計画をつくっている市町村は、前のアンケートでは４、５箇所しかなかった。もう少し進んでいるかもわかりませんが、やはりこの在宅避難者の支援計画までつくっていくべきではないかということで、大阪府としては、各市町村に対して指導をしてほしいという要望です。

○大谷部会長

ありがとうございます。三点お願いをいたします。

　まず一点目、重度と身障１・２級、あるいは、医療支援の必要な方のみという、そうした制限で名簿をつくっているのか否かというところです。

　それから、避難所の数が、市町村ごとにどのように分布しているのかということ、わかる範囲になるかと思います。

　それから、三点目、支援物資が届かない場合の在宅者に対する支援というのは、どのようになっているのかというところを、答えられるところがあればお答えいただきたいと思います、これは防災ですか、いらっしゃいますか。

○事務局

危機管理室の防災企画課です。よろしくお願いします。ご質問いただきました名簿搭載される避難行動要支援者の範囲についてということですが、要援護者のなかで、どのような方が避難行動を支援しなければいけないかというところで、避難行動要支援者の要件というのは、各市町村の地域防災計画において定められることとなっています。

　おっしゃっていただいたように、市町村により身体障がい者ないし知的障がい者等々要件が定められており、そのなかで、例えば、市によっては１・２級であると言われているところです。

　どこまでの範囲にしなければならない、制限しなければならないということは、国も大阪府も言っていません。そこのところは、支援する側の、例えば、人数とかボリューム感と支援される側とのバランスを見ながら、それぞれの市町村において、地域防災会議において慎重に議論したうえで決めてくださいと、それを地域防災計画に搭載してくださいということですので、そこは一方的に何か制限をしているとかという話ではありませんので、よろしくお願いいたします。以上です。

○事務局

続きまして、危機管理室災害対策課です。二点目のご質問の福祉避難所の指定の数の現状ですが、こちらは、平成２８年３月現在で３４市町村３６９施設ということですが、現在、９月３０日時点での直近の数字ですと、３９市町村４７３箇所が指定されている状況です。

　冒頭にご説明がありましたとおり、法律の改正に基づき、指定避難所（福祉避難所も含む）の再指定を各市町村で順次行っていただいている状況です。われわれも、まだ未指定の市町村においてはいろいろ課題をお聞きしたり、そのようなヒアリングも行っていまして、何とか年度内には全ての市町村で避難所（福祉避難所も含む）が指定されるように、引き続き市町村に働き掛けを行っていきたいと考えています。

　それから、「指定するだけでは」というお話もあったかと思います。あわせて避難所の開設訓練、こちらの「課題の整理」にも書いていますが、そうしたものもあわせて働き掛けていく必要があると思っていまして、指定が終わった後は、マニュアルに基づく避難所開設訓練の実施ということで、引き続き市町村にも働き掛けていきたいと考えているところです。

　それから、在宅避難の問題については、なかなか指定の問題や訓練の問題とか、いろいろ課題があるなかで、われわれとしても、そのような課題が熊本地震等で出てきたというところも認識しています。なかなか難しい問題であるとは認識していますが、そうした課題も含め市町村と協議していきたいと思っています。以上です。

○大谷部会長

ありがとうございます。

○委員

一言だけいいですか。先ほど「名簿については市町村が決める」と言われながら、例示を内閣府や大阪府が指定して回っていますので、要援護者の時代から。だから、大体が重度に限られているところが多いかと思います。ぜひ福祉避難所の分も含めて、各市町村の状況の一覧を出していただけますか。どれだけが重度に限っているのか、福祉避難所の数の分布も含めて表してください。

○委員

　先ほどヘルプカードというのがありましたが、そういうのを持っていれば、そこから誰かが取りにいっても、「家族が取りにいって大丈夫ですよ」ということを言っていただければ、一番ありがたいと思います。

　熊本地震のときには、皆さん、自動車のなかで生活された人が大半で、協会はほとんどみんな自動車のなかで生活したと言っていました。

　それで、やはり品物をもらいにいったときに、「ご本人だけ」ということで、家族の分まではもらえなかったそうです。これも日ごろからの付き合いが大事だということを認識されたそうです。やはり顔が知られなかったことで、もらいに行っても「そこの家族は何人いる」ということがわからないのでもらえなかったということも聞いておりますので、よろしくお願いします。

　それから、支援されている、サポートしてくださっている支援の方に、障がいの方、私たちの人は、少し引くような感じ、「誰なのか、どうなのか」とわからないそうなのです。顔を覚える認識がない方もいらっしゃって、なかなか顔を覚えられない方もこの障がいの特徴なので、申し訳ないのですが、何か服を、ジャンパーか何かがきちんとわかるような、サッカー選手が着ているゼッケンみたいな、あんなのを着たそうです。そうしたら、その人が、自分たちを支援してくれる人だということがわかって安心したということを聞いております。またその点もよろしくお願いいたします。

○委員

鳥取県や兵庫県の市町村では、防災放送、防災無線、音声の無線で、それを字幕に変える機械を開発して、福祉避難所に置いたりしています。聴覚障がい者が希望するところに置いています。字幕による文字情報、見てわかりますので、これは非常に必要だと思います。それが基本だと思うので、ぜひ大阪府もそういうことの設置について考えてほしいと思います。

　本来は、聴覚障がい者にとって一番いいのは、やはり手話通訳の支援なのですが、災害時は、その地域で生活している手話通訳者も自分自身を守らないといけないということがあります。ですから、機械による支援というのが非常に大切になってくるかと思います。

　もう一つ、先ほど委員がおっしゃったように、見てわかるようなゼッケン、これは、ほかの熊本県や東日本の震災のときもそうですが、手話ができるというようなゼッケンを付けて、そういう付けた人が支援にあたりました。誰が手話ができるかなどは見ただけではわかりませんので、そういう意味では、やはりゼッケンとかそういうものが必要であるかと思います。

○大谷部会長

はい。ご要望いただいたところでございます。震災のときに、誰が誰かわからない。周りの方がゼッケンを付けてくれると、「この人は安心して支援を受けられるのだ」と。障がいの方が見てわかるような、そういうこと、障がい者が発信というよりは、見てわかるようなことが体制として求められているのではないか。

　それから、要望としては、鳥取県のそうした防災無線ということです。字幕による情報、そのようなのも取り入れていただくと大変ありがたいとおっしゃっていただいています。

　また、市町村ごとでどのような名簿作成になっているか。その状況がわかれば、可能な限りお示しいただければありがたいということでございます。

　一応ご意見をいただいた。

○委員

この「障がい者の安全と安心」のところで記述していただいているのは、主に自然災害や防犯だと思うのですが、もう一つ大きなトピックスがあると私は思います。それは何かと言いますと「感染症」です。

　新型インフルエンザが流行ったときに、どのように対応するのかと。当然、障がいの重い方がいろいろな事業所を利用されていて、それを閉め出すわけにはいかない、休むわけにはいかない。そうしたときに、どのようなことをあらかじめ準備をして、どのような体制を組むのかということが全く抜けているのです。

　実は一昨年、厚生労働省で新型インフルエンザに対応する「事業継承計画（ＢＣＰ）」のモデルが公表されていまして、多分障がいの重い方が利用されている事業所とか施設は、そのＢＣＰをつくるということになっていると思います。

　ただ、これがあまり世の中に知られていなくて、非常に取組が遅れていると思います。それはやはりこのような計画に全く記述がないということも一つの要因だと、私は思います。

　震災だけではなく、感染症、新型インフルエンザなどの対応を、ぜひここは記述をしてほしいと思います。

　特に、今年は新型のノロウイルスが非常に爆発的に流行していまして、これは今年の危機だと思います。

　それから、最初から気になったのが、上の電気は何かの配慮のために消してあるのでしょうか。今日は少し暗くて資料が見えづらいとずっと思っているのですが。

○大谷部会長

つきましたね。ありがとうございます。委員からご指摘をいただきました。少し和らいだかと、ありがとうございます。ご質問の点、このあたりも検討させていただく必要があるかとは思っております。

　時間の関係で、後３０分程度になってまいります。次の分野に移らせていただいて、取りあえず議事進行を進めさせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。はい。

　それでは、最後の分野になります。また、どうしても言いたい場合は振り返りますが、最後の分野として、「意思疎通支援事業」、このあたりについての議論をしてまいりたいと考えております。これについて何かご指摘のある方いらっしゃいますでしょうか。

○事務局

事務局から説明があります。

○大谷部会長

はい。では、先に。すみません。少し先に。

○事務局

「参考３」ということで配布させていただいています、大阪教育大学特任准教授から、「手話言語の普及を担う人材のあり方について」という資料を配布させていただいています。

　これは、資料の最下方にありますように、平成２７年１２月から、大阪教育大学と大阪府と柏原市と、要約筆記の充実に関する三者協定を結んで、人材養成の展開をしてきているほか、大阪教育大学のほうで、大阪大学、関西学院大学、国立民族学博物館と連携されて、手話言語について学ぶ特別講座を実施してきておられるということをもって、今年１０月１４日に、障がい者施策推進協議会の提言で、手話言語条例の方向性が示されたということを機会として、参考資料のご提供ということで、本日、出していただいたものです。時間もないので、ポイントのみご説明させていただきます。

　○の三つ目の「手話を使って活躍できる場の確保」というところの最後の・（ポツ）、「実現のための一つのアイデア」ということでお示しいただいています。かいつまんでご説明しますと、全ての教員志望者の方々が学ぶことのできる手話プログラムの拡充整備の検討。それを踏まえ、プログラム取得者の認定を確立していくこと。

　さらにその先にあるものとして、府教員採用試験で、その旨を明示できる仕組みなどをもって、手話に係る高度人材の配置・拡充のほか、手話の言語としての普及を図っていくということで資料を提示していただいています。以上です。

○大谷部会長

ただ今、情報提供をいただいたところでございます。こうした最後のところで、人材養成、大学と連携しながら、こうした人材養成についての情報をいただいたところでございます。はい。それでは先に。

○委員

資料１についてです。最後のページと、その裏のページをお話ししたいと思います。

　聴覚障がい者の手話通訳者の養成と、盲ろう者のための通訳介助者の養成の目標人数は載っています。ただ、資料の右端のところの欄に、大阪府が担うのは「高度な手話通訳者」で、市町村は「奉仕員」と分けています。しかし、目標値はどちらも合わせた数になっているように見えます。これは本来明確に分けないといけないのではないかと考えます。このことが一つ目です。

　二つ目、「高度な手話通訳者」というのはどのような定義があるのか、非常にあいまいだと思います。大阪府の手話通訳派遣要綱の見直しとあわせて定義が必要かと思います。

　また、もう一つ、先ほどの説明で、聞こえる人たちで手話を学ぶ人たちというのは広がるとは思います。でも、手話を教える人、手話を教えるろうあ者の人数は伸びていません。それには、まず一つ、ろう学校や支援学校のなかで、手話を教える時間がありません。聴覚障がい者が手話を身につけるのは、先輩のろうあ者、また、家族のろうあ者、そこから見て学ぶしか今は方法がありません。

　そのうえで、全国の手話研修センターで、講師養成講座などを受けて、最低限の基準を身につけています。しかし本来は、ろう学校、特にろう学校のなかで、手話をきちんとした支援、正課として手話を教える、そのような時間をつくらなければならないのではないかと思います。

　今やっている総合学習の時間とか、年間に何回かというのではなくて、継続した授業、学ぶことが必要かと思います。そのことを強く要望していきたいと思います。

○大谷部会長

ありがとうございます。まず、ご質問の点でございます。「特に高度専門」ということと、市町村が養成する手話通訳者、ここの定義の違いがいかがなものかということでお問い合わせでございます。

　それと、マニュアルといいますか、これの改定もあわせて考えていく必要があるのだろうということでございます。

　もう一点、いわゆる手話を教えるろうあ者が増えていないということで、こうしたあり方について、教育の部分、支援学校等で手話が言語として教えられていないのではないかと。このあたりについてどのように考えるかというご指摘がございました。この二点のご質問にお答えいただけますか。

○事務局

自立支援課でございます。まず、一点目についてお答えさせていただきます。一点目のご指摘で、盲ろう者と手話の部分に関して、数値も見直すべきというご指摘もありましたが、これは国の見解にもよる部分ですが、盲ろう者に関しては、盲ろう者に対しての意思疎通支援を行うこと自体が、特に専門性が高いという見解を国として示しており、これについて、市町村と大阪府の役割分担というのを、現時点では国としては考えていない状況です。

　そのうえで、手話などの意思疎通支援については、障害者総合支援法の第７７条で、日常生活については市町村の義務とし、第７８条については、特に専門性が高いということで都道府県の義務とされているところですが、この「特に高い専門性」ということについては、条文から読み解く限りにおいては、都道府県域において、その拠点が１箇所しかなく、かつ、その情報のもとになる業務を行うに当たって資格を有する必要があるというようなものに関して、「特に専門性が高い」と考えられるべきではないかと考えているところです。

　今後、おっしゃっていただいているように、目標数値や要綱の見直しに関して、その考え方を反映していきたいと考えています。

　それと、手話を教える人の資格のあり方についてご指摘いただいているところですが、これに関しては、先ほど参考資料３のページのなかでもご提案をいただいている大阪教育大学等との連携を、今後図っていく方向で考えていきたいと考えているところです。以上です。

○委員

今の回答の三つ目なのですが、大学のなかで手話を教える、これは、対象は健常者のように見えます。ろうの講師が学ぶのでしたら、まず大学に入らないといけないということになりますね。今の時点で、大学に入るときは入試があります。説明等があります。それの通訳などの情報はきちんとあるかどうかということもあります。今は学校それぞれで基準がばらばらです。私立の学校は、学校が負担して手話通訳を置いたりしますが、公立のところはほとんどそのような準備がありません。そのあたりの環境整備も含めてお聞きしたいと思います。

○大谷部会長

はい。これについて答えられますか。

○事務局

自立支援課です。ただ今お示しいただいた件についてお答えさせていただきます。平成２８年１０月に、委員にもご参画いただき、大阪府障がい者施策推進協議会の提言としていただきました、手話言語条例の検討部会の提言においては、手話を学ぶ機会に関しては、国の学習指導要領が改正されなければ対応できない問題もかなりあるという状況でありながらも、現状で対応していただけるものについては、関係の教育機関等に粘り強くお願いをしまして、協力の得られる範囲で実施していただくということで、今後、展開を図っていきたいと考えているところです。以上です。

○大谷部会長

はい。なかなか苦しいところではございますが、環境整備というところでは、手話通訳士、手話通訳に関わる経費については、大学の場合ですが、文部科学省の補助がございますので、掛かる経費については、文部科学省で補填をされる仕組みになっております。

　本学でも、聴覚障がいの方が入学されると、そうした手話通訳の費用については別途文部科学省から出ていますので、これは公立においても同じだと思っておりますので、もし、そのような優秀な人材がいれば、これはぜひチャレンジしていただいて、大学自体の環境を変えるというところで、人材として活用できるような仕組みが今後とも求められるかと存じております。はい。よろしいですか。はい。どうぞ。

○委員

今、部会長もおっしゃった文部科学省からの援助、それがあるのにも関わらず、学校のなかで保障がなかなか進んでいない、普及していないという面があります。それは現実の課題です。

　また、公立の小中高では、特に小学校や中学校では、市の教育委員会の判断で、通訳やノートテイク、要約筆記などが付くとされていますが、大阪府の公立高校の場合は、それができないという話も聞いています。そのような制度があるのであれば、もっと広く啓発していただきたいと思っています。

○大谷部会長

すみません。私の申し上げたのは大学なので、高校はどのようになっているのかは存じ上げないのですが、今日いらっしゃるなかで誰かわかりますか。いらっしゃらないかな。

　先ほど委員がおっしゃっていただいたみたいに、やはりそうした教育との関連も出てまいります。できればそのような情報についても集めておいていただくとありがたいかと思います。

○委員

盲ろう者の課題について一言。盲ろう者の通訳介助制度は、大阪府の制度水準は全国でもトップクラスにあるわけですが、今年もやはり財源不足があり、利用制限がかけられようということがありました。

　やはり二人通訳が必要なのかどうなのかというのが疑問視されたりして、制限が起こりかけたのですが、やはり地域生活支援事業という枠で、かなり厳しいとは思うのですが、そのような制限が起こらないように、しっかりと国に対して財源確保、制度のあり方も、やはり長時間の対応がどこででもできるようにすべきかと。特に、盲ろう者の通訳介助を使いながら、家ではホームヘルプとか、外へ出るときはまた同行援護とか、いろいろな制度を組み合わせて使わなければならないというのは、当事者にとって大変ですので、どこの場でもずっと使い続けられるような仕組みを、やはり国に対して求める、財源保障を求めていただきたいということと。

　盲ろう障がいについては、まだまだ理解が社会的にも、行政のなかにも乏しいという状況はあるかと思います。視覚と聴覚、それぞれの障がいだけということではなくて、やはりそれらが重なることで、いろいろなハンディが多様に生まれてくるということについての理解を、盲ろう障がいについてもっと明らかにしていく必要があるのかと。

　例えば、先ほどの防災のことなどでも、災害が起こったら、どのようにして誰が伝えるのかというのがまず難しかったり、メールとかではなかなか伝えられなかったりとか、避難所での支援などは、誰がどのように対応すればある程度のコミュニケーションができるのかとか、その辺がやはりまだまだ理解されないところだと思いますので、盲ろう障がいに対する理解を進めるための災害の合理的配慮も含めてしっかりと考えていただけたらと思っております。

○大谷部会長

ありがとうございます。ほか、はい。

○委員

意思疎通支援の分野では、視覚障がい・聴覚障がい、あるいは、盲ろうの方の施策がいろいろ出てきておりますが、実は、このニーズは発達障がいや知的障がいにもあるわけです。残念ながら、発達障がいや知的障がいの方に対する意思疎通支援のメニューがない。

　あるいは、これも含めまして、「意思決定支援」という新しいサービス、国のほうで、今年意思決定支援のガイドラインが示されますが、それに伴うようなそういう人材育成や支援体制を、やはりここではぜひ記述をしていただきたいと思います。

　それで、私はたまたま先だって、実は東京都で、要約筆記の「発達障がい者向け要約筆記」というものを初めて見させていただきました。いわゆる聴覚障がい者の要約筆記ではなく、発達障がい者用の非常に特徴的な要約筆記を、パソコンを使ってされているという姿を見て、やはりこのようなサービスがこれから必要だというのを実感したところです。ぜひここに記述をしていただければと思います。

○大谷部会長

ありがとうございます。少し私も疎くて申し訳ないのですが、要約筆記の講習会というのは、これは大阪府としてはやっているのですか。

○事務局

自立支援課です。要約筆記の講習会、特に専門性が高いものに対応するためとして実施しています。

○大谷部会長

どれくらいされているのですか。先ほどの委員のような、そういう発達障がいとか、自閉症の方とか、そういうのもされているのですか。

○事務局

要約筆記の対象者に関しては、特に限定していませんが、障害者総合支援法の第７８条の規定に基づく事業として、特に専門性の高い要約筆記者の養成というものを、２カ年にかけて実施するというたたずまいで行っています。

○大谷部会長

そうすると、資料１の最後のページの「要約筆記のステップアップ研修　２８人」と書いてありますが、これもある程度専門性の高いというところで研修、ここの区分ももう少し検討が有り得ると考えていいのですか。先ほど委員がおっしゃったみたいに、知的障がいや発達障がいとか、そういう方の要約筆記向けの、そのような養成という部分とはいかがなものですか。

○事務局

二点に分けてお答えさせていただきます。まず、大阪府が現在行っている意思疎通支援を担う者の養成に関しては、障害者総合支援法第７８条の規定により、「特に専門性の高い意思疎通支援を担う者」に関して行っているというところがまず一点です。

　それで、二点目の、先ほど委員からご指摘がありました障害者総合支援法の施行規則では明記されていないものに関しては、今後、国において次期総合支援法の改正に向けて検討が進んでいくというお話を聞いているところですが、その点について、都道府県の担うべき、特に専門性の高いニーズに対応するための意思疎通支援というものがあるのかないのかということについては、国の検討の動きを注視していきたいと考えています。以上です。

○大谷部会長

ありがとうございます。そうすると、８ページ、生活場面の最後のページになると思いますが、今後、手話、要約筆記、触手話及び指点字以外の、特に専門性の高い意思疎通支援のあり方というところ、国における同法改正の検討状況を注視しながら、そうした検討も今後行っていくということでいいのですか。そのような理解でいいと。

○事務局

はい。

○大谷部会長

ありがとうございます。このあたりのすみ分けが今後明示されるところですので、意思決定支援、あるいは、盲ろう者のみならず、知的障がい、あるいは自閉症、そのような意思決定の難しい方の支援のあり方ということも連動して考えていく必要があるという委員のご指摘でございます。活かせるものはできるだけ活かしていただければと思っているところでございます。ほかに何か。

○委員

今、委員が指摘されたように、「コミュニケーション」というとすぐに「手話」というように言っている。それはそれでいいのだろうと思いますが、現実にはいろいろな障がいがあって、それぞれなかなか意思疎通が難しい人がたくさんいるのです。

　だから、こういう公的な文書の場合には、せめてそういうことの課題があるとか、それぐらいのことは書いてもらわないと、この資料を見たら、手話とかそっちだけしかなくて、いわゆる知的障がいとか、その人たちを想定したものというのが内容的にないので、せめて項目だけでも、言葉だけでも入れるところから始めてもらわないといけないのかと思っています。

　特に、「地域生活」とか、「共生社会」とか言うときに、この支援がなければ絶対に一緒にできないですから、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

○大谷部会長

貴重なご意見をいただきました。まさにそのとおりかと考えているところでもございます。

○委員

先ほどのお話ですが、「コミュニケーションというと手話」と言いましたが、要約筆記者と違って、手話は今、特に、いきなり「明日から手話通訳をしたい」と言ってできるものではありません。要約筆記者は、読み書きできるのは当たり前の前提であって、日本語という言語を持っているわけですね。練習すれば身につけて対応ができます。

　しかし手話通訳の場合は、手話という言語を知らなければ全く何もできません。まずは、言語としての手話を身につけてからの話になります。

　この場では、手話通訳者をどのようにして育成するのか、どのように支援するかという考え方が出ています。そういう意味では、おっしゃったとおり、ほかの障がい者の支援も含めた検討が必要と思います。

　ただ、手話が言語であるというのは、また別の問題と思います。

○大谷部会長

ありがとうございます。ご意見を賜ったかと思っております。

○委員

ちょっとスルーしてもよかったかもしれませんが、発達障がい者向けの要約筆記というのは、事務局はご存じですか。多分少し説明をしていただくといいと思います。普通の要約筆記とどのように違うのかご理解されていますか。発達障がい者向けの要約筆記ですが。

○事務局

そうした意思疎通の手法があるということに関しては認知をしていますが、どのようなスキルが求められ、どうした手法で具体的な意思疎通の支援をするのかということに関しては、委員のほうが詳しいのではないかと思いますので、大変恐縮ながら、「具体的に説明をせよ」ということに関しては控えさせていただきたいと思います。

○委員

要は、どのようなスキルが必要になって、どのような養成をしないといけないかというプログラムが念頭にないと、人の要請というのは多分できないと思うのです。それは、やはりきちんと養成される事務局が理解していただきたいと思います。独特の記号を使いますし、独特の表現方法を使います。単に言っていることを文字に起こすだけではありません。発達障がい者用の要約筆記というのは、多分全く違う世界だと思いますので、そこは一からプログラムを考えてやらないと、多分私はできないと思います。

○大谷部会長

ありがとうございます。お互いに協力し合いながら、よりいいものをつくっていくというのが本委員会の趣旨でもございます。いろいろな要素がありますが、足りないところは皆さんのご意見をいただきながら、さらに精度を高めていくと考えておりますので、私も含めてですが、知らないことが悪いとは全然思っていなくて、逆に成長していく一つのプロセスだろうと思っております。このようなことを通じて、物事というのは少しずつ前へ向いていくのかと、改めて感謝しているところでございます。ありがとうございます。

　残り１０分というところでございます。まだこの部分でなおご発題のある、分野３でご発題のある方いらっしゃいますか。

○委員

今、先ほど発達障がいで要約筆記のことを言っていただいてありがとうございます。

　でも、なかなか親のほうもきちんとわかっておりませんで、今はｉ－Ｐａｄを使って、まだそのほうで、実物を、やはりしっかりと言葉とそれがわかっていれば案外できるのですが、やはりそこを学ばないといけませんので、初めは実物でとかｉ－Ｐａｄで判断することの練習をしながら、進めていかないとなかなか難しいです。

　今、大阪府教育委員会では、ＩＣＴのほうを一生懸命頑張っていらっしゃることも聞いておりますので、そうしたところからそのようなものを両方使えるような考え方でやっていきたいと私たちも思っておりますし、意思表示がなかなかできない子どもたちが、どのようにすれば一番わかりやすいのかというのは、皆さんとご検討していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○大谷部会長

ありがとうございます。ご指摘いただきましたＩＣＴの活用というところは、今後の大きな課題になってくるかと。意思疎通も含めて、意思決定も含めて大事な点かと思います。

　あと、ご発題いただいていない委員の方、一言で結構でございます。コメントをいただけましたらありがたく思います。

○委員

今日は、行政としてこのテーマでどのようなことができるのかと思いながら、皆さんの意見を聞かせていただいていました。障がい者理解の推進、障がい者差別解消、障がい者虐待という点において、日々・・・したりとか、いろいろ相談をさせてもらったりとか、地道にやってはいるのですが。やはりなかなか障がい者理解とかなってきますと、障がい者を全然知らない方もいらっしゃいますし、偏見みたいなものをお持ちの方もいらっしゃいます。本当に言うのは簡単ですが、するのは非常に難しいというところで、どこから手をつけていけばいいかと思うところなのです。

　日々、一つ思うのは、やはり「共に生きる」というところで、やはり障がいのある人もない人も、例えば、保育所や幼稚園、小学校や中学校、いろいろなところで一緒に過ごすことで理解も深まるのかと思うし、合理的配慮についても自然に学べるのかと思うので、そうした取組を、小さいころから一緒に過ごせるような取組をしていけたらいいかと思っているところです。

　あと、防災につきましては、先ほど名簿の対象者についてご意見がありましたが、本市におきましても、今のところ重度の方を中心にしているというところなのですが、それの一つの理由として、名簿をつくるのは簡単なのです。抽出してつくればいいだけなのですが、支援が伴わないと、名簿をつくるだけでは意味がないと思います。

　そうしたときに、もちろん行政としてやるべきことはあるのですが、やはり地域の支え合い、名簿をつくった後の個別支援計画まできちんと結びつかないと、つくっただけになりますので、そのように思うと、今の時点ではなかなか広げられないというところがあるのですが、今後、そうした地域での支え合いだとか、近所付き合いとか、そうしたところがもっと広がっていくと、全ての方の名簿をきちんとつくって、個別支援計画をつくるということにつながるのではないかと思っています。

　また、コミュニケーションにつきましても、手話ももちろんですし、知的障がいの方についても、コミュニケーションというのは、先ほどの共に生きるうえでは本当に大事なことだと思いますので、私どもの障がい福祉課でも、毎朝、手話を少しだけしようかということで勉強しています。

　それもなぜかというと、聴覚障がい者の方が来られたときに、手話通訳者がいないと帰られてしまったのです。それだと、せっかく来ていただいたのにお話がしたいと思って、本当に簡単な手話通訳、「いません。１０時に帰ります」とか、「急ぎます」とか、そんなことだけなのですが、これは、聴覚障がいの方はもちろん、例えば、知的障がいの方でも、お互い理解し合うということから始まると思うので、またいろいろな観点において進めていければと思っております。

○大谷部会長

ありがとうございます。委員いかがですか。

○委員

市町村の状況は、ほとんど委員さんがおっしゃられたとおりでございます。われわれも、障がい者の理解とか防災関係にしましても、地域住民の方のご協力が必要ですので、地道な障がい者の理解を進めていくということと、「当たり前の世界」と言えばいいのですか、障がい者と共に暮らす世界をつくっていくのは当然なことだと思いますので、それに向けて一歩一歩進んでいきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員

まず、いろいろなデータを見てもわかろうかと思うのですが、やはり市町村によっての温度差がここに表れてきているのではないかと思うのです。市町村にできるだけ歩調を合わせていただけるように、やはり大阪府から、もう少し指導というのですか、協力をしていただけたらと思っております。

　成年後見制度の問題でも、このなかにも出ましたが、現在、南大阪のなかで、たった１箇所だけまだのところもございます。そこは、大阪府からそういう指導はどうなのだということで話をしますと、大阪府のほうも、今、ニーズがないのであればそれでいいようなことだったのですが、実は、「そうではないのではないか」ということで、だから、そのようなニーズが出てきたときには「泥棒を捕らえて縄をなう」、かちかち山みたいなものではないかということで、まず、市民成年後見制度がないところが１箇所ありました。

　そういう面では、大阪府社会福祉協議会も少し頭を抱えておられるような部分がありまして、私のほうに話が回ってきまして話をしたのですが、大阪府のほうも、もっと先でもいいような話にならないように。

　だから、今回から、そういう後見制度をやっていただける人があるかどうかもわからないということも出まして、それは、成年後見制度をやっていただけるかどうか、広報に何回か入れていって、そういう人たちを募ってやる方向で検討していかないとということで話もさせてもらって、「よくわかりました」ということではありました。

　何事においても、例えば、７ページのところでも、これなどでも結局未だに足並みがそろっていない状況が実際にあるわけですね。阪神淡路大震災のときも、もちろん私どもの職員も２名派遣もしましたし、３．１１のときも、大槌町に職員も派遣し、熊本地震にも派遣してまいりましたが、実際に、この大阪府下のなかでまだ十分にそろっていない。今の名簿の話から聞いてでも、「えっ」というような感じもいたしております。

　あと、福祉避難所の件も、きちんとした避難所の運営マニュアルも、全体的にきちんとなっていっているのかと思っているところです。全体的に見て非常にいいものが、第４次計画ができて、その継続として、このような形で進んでいる、全体的にはよく進んでいるように思っていますし、今回の皆さんのご意見も非常にいい意見が出てきているところですが、やや市町村と寄り添ってという部分が、もう少し全体的に歩調を合わせていただけるように持っていっていただけたら、なおいいものになるのではないかと思っております。以上です。

○大谷部会長

ありがとうございます。１２時を１分過ぎたところでございます。今日は皆さんのご意見をいただきまして、大変ありがたく思っております。

　総括いたしますと、やはり問題はメゾ、いわゆる「地域」というところが一つのポイントになってくるのだろうと思っております。障がいの理解・差別・虐待、これは全て地域で起こってきている課題でもございます。

　あるいは、災害もそうでございます。行政が動き出すまでには三日かかる。救出するのは隣近所、そこら辺の仕組みが、やはり今も求められているのだろうと。

　コミュニケーションにしても、物事は聞こうとしなければなかなか成り立たないわけで、こうした住民の相互関係をどのようにつくり出していくのか。それが大阪府として広域の役割と、市町村の役割と、先ほども「高度専門」とかいろいろ出ましたが、この辺のところの区分けをしながら進めて、連携を取りながら進めていくというところが、一つ大きな要かと考えてもいるところでございます。

　ミクロレベルでは、いろいろな課題は見えてまいりますが、メゾレベル、地域の課題、このあたりと広域の課題、このあたりのすみ分けを、メゾレベルでどのように政策のなかに、国のレベルに活かしていくかということが求められてもいるのかと。

　この三層構造、いわゆるミクロレベルの問題、地域の問題、政策レベルの問題、このミクロ・メゾ・マクロの三つの視点で物事をとらえて、考えていく必要があるのだろうと思ってもいるところでございます。こうしたところを含めて、また皆さんのご意見を、今後拝聴しながら、この委員会を進めさせていただきたいと思います。

　残り２回、一応分野ごとで、「生活場面Ⅵ」ということで、見直しの六つの局面までは終わりましたので、これを取りまとめる形で、次にニーズ調査の最終報告とあわせて、第７・８回というところが一つの山場になるのかと思っております。また皆さんのご意見を賜ればありがたいかと思います。

　少し私の進行がまずくて、５分ほど皆さんの時間を、少し調整が必要な時間をつくってしまいました。大変申し訳ございません。改めてお詫びを申し上げるとともに、お礼を申し上げたいと思います。

　それでは、「第６回　第４次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会」、取りあえずこれで終了させていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。あと、事務局のほうから何か。

○事務局

委員の皆さま、本日はどうもありがとうございました。次回の日程につきましては、今後調整させていただきまして、開催場所も含め、正式な案内を年明けにお送りするようにさせていただきますので、ご協力よろしくお願いします。

　それでは、以上をもちまして「第６回　第４次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会」を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

（終了）